

広島市緑の基本計画の改定について

答 申 書

平成 22 年（2010 年）11 月 18 日

広島市緑化推進審議会

はじめに

広島市緑化推進審議会は、平成 21 年（2009 年）12 月 7 日、広島市長から「広島市緑の基本計画の改定について」の諮問を受け、その後、3 回の審議会における審議を重ねてきた結果、ここに結論を得たので、諮問に対する答申を行う。

広島市は、これまで水と緑が輝くうらおいのある平和都市の実現を目指し、豊かで美しい自然環境を生かしつつ、安全、快適で美しい都市景観を有する質の高い都市環境の創造に努めてきた。

こうした中、平成 13 年（2001 年）1 月に、現行の「広島市緑の基本計画」を策定し、市民や NPO、企業と市の協働による緑の保全、創出、普及に関する諸施策を進めてきた。特に、緑地の保全に関しては、平成 18 年（2006 年）9 月にデルタ市街地とその周辺の緑の保全を目指した「広島市緑地保全計画」を策定し、平成 20 年（2008 年）5 月には、良好な自然環境を形成している民有緑地を保全するとともに自然にふれることのできる場として活用する「ふれあい樹林制度」を創設するなど、積極的に緑地の保全に取り組んできた。

しかし、今日、世界が直面する喫緊の課題である地球温暖化問題と都市化による緑地の減少や人工排熱量の増加に起因するヒートアイランド現象への対応など、都市とそこに暮らす住民には、これらがもたらす影響を自らの問題として考えると同時に、その問題の解決に向けた取組が求められている。

こうした中、広島市では、平成 20 年度（2008 年度）を「温暖化対策行動元年」と位置付け、2050 年までに市内温室効果ガス排出量を 70%削減するという「カーボンマイナス 70」を長期目標とし、これを達成するため、平成 21 年（2009 年）3 月に、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、全市を挙げて総合的な取組を推進している。

この条例では、緑化の推進の取組として、市街化区域等において敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等をしようとする建築主に緑化を義務付ける「緑化推進制度」を創設しており、市街地の緑化をさらに促進する新たな施策を展開している。

このような背景を踏まえ、「広島市緑の基本計画の改定について」審議するにあたり、地球環境問題へのさらなる対応など新たな課題に対応しつつ、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全が総合的・計画的に推進できる施策を検討していくことを基本姿勢とし、幅広く議論を重ねてきた。審議会が答申する「広島市緑の基本計画」の主な改定内容は、次のとおりである。

第 1 に、緑の将来像については、緑の基本計画の基本理念が実現された姿として、水と緑が豊かな「世界のモデル都市」となるとともに、環境先進都市として、地球温暖化対策やヒートアイランド対策などの取組を進めることによって、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市である「環境をまもり、つくるまち」が実現することを明記した。

第 2 に、四つの基本方針の一つに、市民との間に対等な協調関係であるパートナーシップを構築し、市民との協働で緑づくりとその活用に取り組むことを明記した。

第 3 に、施策方針については、新たな課題へ対応するため、現行計画の 12 項目に「既存公園の再整備と有効活用」、「風の通り道を生み出す水と緑のネットワークづくり」、「農地の保全と活用」の 3 項目を追加し、15 項目に拡充した。

広島市長におかれては、本答申の趣旨を踏まえ、人と自然が共生し、水と緑とすべての命が生き生きと輝く国際平和文化都市の具現化のため、広島市緑の基本計画の基本理念である「水・緑・いのちの輝くまち ひろしま」の実現に向けて、よりいっそう努力され、水と緑が豊かな「世界のモデル都市」となることを要望する。

平成 22 年（2010 年）11 月 18 日

広島市緑化推進審議会委員 代表 中越 信和

目 次

第1章 緑の基本計画とは	
1 目的	1
2 役割	1
3 位置付け	1
4 計画の対象	1
5 目標年度	1
第2章 緑の役割及び緑化推進と緑地保全の課題	
1 緑の役割	2
2 緑に視点をおいたゾーン区分	3
3 緑化推進と緑地保全の課題	4
第3章 計画の基本理念と目標	
1 基本理念	6
2 緑の将来像	7
(1) 基本理念が実現された姿	7
(2) 緑の将来像図	8
(3) 計画の目標水準	10
第4章 緑の将来像を実現するための施策	
1 基本方針	11
2 施策方針と施策	11
3 施策の展開	13
① 市民とのパートナーシップに基づく緑づくりとその活用	13
(1) 市民意識の醸成と市民緑化への支援の拡充	13
(2) 市民による民有地の緑化	14
(3) 平和のための市民との協働による緑の交流と継承	15
(4) 市民との協働による公園づくり	16
(5) 市民との協働による緑づくりとその活用	16
② まちの基盤をなす緑づくり	17
(6) 公園緑地の整備	17
(7) 既存公園の再整備と有効活用	18
(8) 公共建築物や道路の緑化	19
(9) 風の通り道を生み出す水と緑のネットワークづくり	20
(10) 緑の育成とリサイクルの推進	20
③ うるおいのある水辺の緑の保全と緑化	21
(11) 海辺の保全と緑化	21
(12) 河川を生かす緑の保全と緑化	21
④ 豊かな自然の保全と活用	22
(13) 山林・樹木の保全	22
(14) 農地の保全と活用	23
(15) 自然にふれることのできる場の活用	24
第5章 計画の推進に当たって	
1 市民とのパートナーシップの構築	25
2 施策の進め方	25
3 広域的な取組の推進	25
4 ICTなどを活用した緑の現状や事業の進捗に関する情報の提供	25
5 行政組織における連携の強化	26
用語の解説	27

(本文中の*を付した用語について、五十音順で解説している。)

第1章 緑の基本計画とは

1 目的

広島市は、これまで水と緑が輝くうるおいのある平和都市の実現を目指し、豊かで美しい自然環境を生かしつつ、安全、快適で美しい都市景観を有する質の高い都市環境の創造に取り組んできました。

しかし、今日、世界が直面する喫緊の課題である*地球温暖化問題と都市化による緑地の減少や人工排熱量の増加に起因する*ヒートアイランド現象への対応など、都市とそこに暮らす住民には、これらがもたらす影響を自らの問題として考えると同時に、その問題の解決に向けた取組が求められています。

このため、平成13年(2001年)1月に策定した「広島市緑の基本計画」(以下「緑の基本計画」という。)を改定し、*地球温暖化と*ヒートアイランド現象という環境問題へのさらなる対応など新たな課題に対応しつつ、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進できるように、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにするものです。

2 役割

広島市における緑の将来像を描き、市民や*NPO、企業等と市が協働してうるおいのある緑のまちづくりを展開していくための基本的な枠組みや施策への取組の視点を示すものです。

3 位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法に基づき広島市が定める緑に関する総合的な計画であり、「第5次広島市基本計画」の部門計画です。

4 計画の対象

この計画は、広島市全域を対象地域とし、山林や樹林、農地、公園、工場・住宅の庭などの緑や水などを対象とします。樹木や草花などの植物だけでなく、野鳥・小動物・昆虫などの動物や土・水などを含めた生態系の基盤となっている自然的な環境のほか、空地や河川などオープンスペースとして捉えられるものも含まれます。

5 目標年度

この計画は、平成32年度(2020年度)を目標年度とします。なお、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。